

放課後等デイサービス YuWa-Aiki Kadoya

# ゆうわ・あいき かどや



## 2024年10月開設 個性を認め、伸ばす 放課後等デイサービス

山紫水明の自然と、伝統に支えられた人情・心の豊かな市川町・西田中の地に存し、  
広い敷地に建つ築百年の古民家は立派で格式高いものであります。  
部屋数が多く、個別療育にも対応でき、のびのび健やかな成長を保証します。

### ● 合気道を通して体幹を鍛え、社会性を育みます

合気道師範である理事長が直接指導します。お子さまの心身の成長を通して、  
将来の可能性を広げられるようサポートしていきます。

### ● 元小学校長がカリキュラムを草案

30年以上の教職経験を活かし、小さな成功体験を積み重ねることができる  
プログラムを考え、本当に必要な教育のあり方を実践しています。



放課後等デイサービス YuWa-Aiki Kadoya



事業者 特定非営利活動法人 合気道播磨裕和会  
住所 〒679-2313 神崎郡市川町西田中 364

お気軽にご相談ください

☎ 0790-20-1253

✉ [info@yuwa-aiki.com](mailto:info@yuwa-aiki.com)



広々とした和の空間で、  
こどもの個性と  
社会性を育みます



## 不登校対応の放デイ

放課後等デイサービス（放デイ）は、主に発達障害や障害を持つ子どもたちを対象に、放課後や休業日に生活能力の向上や社会との交流を促進するための支援を提供する施設です。不登校の児童も、一定の条件を満たせば利用することができます。

### 1. 受給者証の取得：

放デイを利用するためには自治体から「受給者証」を取得する必要があります。心療内科や保健センターでの診断が必要です。

### 2. 学校との連携：

放デイの利用が学校の出席扱いになるかどうかは、各学校の判断によります。事前に学校と相談し、必要な手続きを確認しましょう。

不登校児童の受け入れは、子ども家庭庁（旧管轄：厚生労働省）から許可されています。放課後等デイサービスガイドラインの基本的姿勢には「不登校の子どもについては、学校や教育支援センター、適応指導教室等の関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添って支援していく必要がある。」と記載されています。

放課後等デイサービス「ゆうわ・あいき」では、子どもたちの将来の可能性を広げられるよう、さまざまな支援を行っています。集団生活を通して日常生活に必要なスキルを養う取り組みをはじめ、小さな成功体験を積み重ねられるプログラムも実施しています。不登校の児童でも放課後等デイサービスを利用できます。ただし、放課後等デイサービスは福祉サービスのため、利用には「受給者証」の取得が必要不可欠な点にご注意ください。

## 放課後等デイサービス

楽しく遊び、楽しく学べる場所を提供しています。

小学校から高校までの学校に通っている障がいをお持ちのお子さまが対象です。学校の帰りや、夏休み、冬休みなどの長期休暇に利用する通所訓練施設になります。平日は、学校が終わってから自宅に帰るまでの間、さまざまな遊びや他児との触れ合いなどを経験してもらい、からだ・こころ・あたまの発達のバランスを整えます。

夏休みなどの長期休暇期間中には、学校の宿題等にも取り組んでもらいます。

対象者	小学校～高校生
利用定員	10人/日
サービス提供時間	月～金 13:00～18:00（学校終了時から17:30） 長期休業日等教育委員会等が定める休業日 10:00～18:00（10:30～17:30）
支援内容	● 合気スキル 合気道を通して社会性、関係性を学ぶ ● 生活スキル 身辺自立、時間の概念、金銭管理等を学ぶ ● 学習スキル 読み書き計算。知育ゲーム等を学ぶ ● 就労スキル（高校生対象） パソコン、軽作業、就職活動方法を学ぶ

## 地域・医療・支援機関との連携

ゆうわ・あいきでは、地域の社会資源やお子さまが利用することも園・学校や医療機関などと連携した支援を行います。

- ・行政機関（市町役所健康福祉課でのサービス申請・手続き、制度に関する相談）
- ・教育機関（こども園・小中学校等との情報共有・情報交換・ヒアリング）
- ・医療機関（公立神崎総合病院の医療視点からのアドバイス、緊急時の対応）
- ・相談支援機関（ケアステ神崎等との情報共有・情報交換・アドバイス）
- ・支援機関（近隣の高校大学等からの研修・セミナー・勉強会・イベント・情報交換）



放課後等デイサービスを利用する小学生以上のお子さまは、利用にあたりご負担いただく料金は、サービス利用料全額の1割となり、サービス利用時間にかかわらず1日約1,000円でご利用いただけます。また、世帯の所得に応じてさらに月額上限額が適用され、神崎郡3町においては利用料の補助もあります。